

授産製品販売促進業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は障がいのある人の経済的自立（工賃の向上）に寄与するとともに、障がいのある人の社会参加を促進し、また市民の障がいや障がいのある人への理解を促進させることを目的に、市内の就労系福祉サービス事業所の製造する授産製品の展示・販売を行うとともに、市内就労系福祉サービス事業所と地域資源との交流機会を提供する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度保健障企委第17号 静岡市授産製品販売促進業務
- (2) 業務内容 別紙「授産製品販売促進業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日（水）
- (4) 契約上限金額 4,647千円（消費税及び地方消費税10%を含む）
- (5) 支払方法 業務完了後一括払い

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（令和6年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 直近の1年間において、法人税、消費税及び地方消費税、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）を滞納していないこと。
- (6) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。仕様書の一部業務において、委託者の承認を受けた場合に限り、再委託することも可能とする。
- (7) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

4 審査スケジュール（案）

内容	期間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和8年4月20日(月)	静岡市HPにて公開
質問受付	令和8年4月24日(金)15時まで	質問書【様式5】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和8年4月30日(木)15時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書提出(提出書類一式)	令和8年5月20日(水)15時まで(必着)	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課(静岡市役所 静岡庁舎 新館15階)
プレゼンテーション審査の開催通知	令和8年5月21日(木)	申込者全員にメールにて、参集時刻及び開催場所を通知します。
プレゼンテーション審査	令和8年5月25日(月)	審査会場：静岡市役所 本館3階 第2会議室(静岡市葵区追手町5番1号)
審査結果の通知	令和8年5月26日(火)以降	参加者全員に通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年6月2日(火)15時まで	
説明要求に対する回答	令和8年6月5日(金)15時まで	

5 提出書類等（例）

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
- (3) 類似事業実績報告書【様式3】(1部)

- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】を電子申請した送信完了メールの写し
- (5) 商業登記簿謄本（1部）※コピー可
- (6) 貸借対照表、損益計算書（直近1年度分）（1部）※コピー可
- (7) 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）
 - ① 消費税納税証明書（1部）その3又はその3の3
 - ② 市民税納税証明書（1年度分：1部）
- (8) 企画提案書（紙 or データなど・・・1部）
- (9) 見積書（1部）
- (10) 積算内訳（1部）

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 書式
 - ① 用紙サイズはA4判を基本とし、縦横どちらでも構いません。
 - ② 企画提案書は紙媒体6部（正本1部及び副本5部）及び電子媒体（CD-R）1部を提出してください。
 - ③ 電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形式としてください。
 - ④ 提案書のページ数制限はありませんが、15分で説明できる内容としてください。
 - ⑤ 散逸しないような形で綴ってください。
- (2) 記載項目
 - ① 別紙2「授産製品販売促進業務プロポーザル審査表」（以下、「審査表」という。）の審査項目に沿って企画提案書に具体的に記載してください。
 - ② 自由提案

本業務を受託する際に、より効果的に業務を遂行するために仕様書に記載の内容以外に追加したい事項又は内容を変更したいこと等があれば、その提案内容を導入することに伴う効果と併せて自由に記載してください。

なお、静岡市が必要と認めた提案内容については、契約時に仕様書を見直すこととします。

7 プレゼンテーション

- (1) 実施方法等
 - ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備：5分
 - イ 説明：15分

ウ 質疑応答：10分

- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブルは事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

(2) 評価者

本市が設置する授産製品販売促進業務におけるプロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して採点し、得点が最も高い者を本委託業務の候補者とします。なお、最高得点が複数いた場合は、見積金額の低い者を選定する。見積金額も同じだった場合は、くじ引きで選定する。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしません。

- ① 審査員の1名でも合計点数の7割を下回る評価をした場合。
- ② 審査員のすべての採点の合計点数が7割を下回った場合。

8 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

9 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積徴取を行い、随意契約の締結手続きを行う。

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。

- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。
- (7) （長期継続契約対象の場合）この業務に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この業務に係る予算の減額又は削除があったときは、静岡市は、この契約を変更又は解除することができる。

10 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館15階）

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課 地域生活支援係 担当者：眞嶋・亀川

電話：054-221-1198

メール：shougai Fukushi@city.shizuoka.lg.jp